破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２２７号

大阪府泉南市新家1315番地の51、前住所大阪府貝塚市二色４丁目11番２号

破産者　宮澤　一彦

１　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで

２　一般調査期日　平成25年11月５日午後１時30分

平成25年８月15日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１６号

熊本県菊池市七城町砂田257番地２コーポ蟹穴Ｂ―102、前住所熊本県菊池市玉祥寺179番地４

破産者　島田可南子（旧姓山本）

異議申述期間　平成25年10月８日まで

平成25年８月16日

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１０号

石川県鳳珠郡穴水町字大町４、59番地

破産者　苗代建設株式会社

異議申述期間　平成25年10月15日まで

平成25年８月16日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４号

長崎県対馬市厳原町南室78番地１

破産者　樋口　正剛

免責意見申述期間　平成25年10月18日まで

平成25年８月16日

長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第５号

長崎県対馬市厳原町国分1349番地３

破産者　樋口　一正

免責意見申述期間　平成25年10月18日まで

平成25年８月16日

長崎地方裁判所厳原支部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２００１号

青森県むつ市大畑町新町20番地

清算株式会社　マルウオ商事株式会社

１　決定年月日　平成25年８月14日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

青森地方裁判所第２民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１９号

東京都青梅市黒沢２丁目984番地の１

再生債務者　株式会社組織科学研究所

１　決議に付する再生計画案　平成25年７月24日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月１日午前10時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年９月20日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月17日

平成25年８月９日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号

長崎県佐世保市大野町50番地14

再生債務者　株式会社ふじなが

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成25年８月９日

長崎地方裁判所佐世保支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２３号

静岡県焼津市小川新町２丁目９番14号

再生債務者　岡田　和弘

１　決定年月日時　平成25年８月15日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月26日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２４号

川崎市宮前区宮崎２丁目２番地25　ＢＩＥＮＡ宮崎台202

再生債務者　中澤　英之

１　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月20日から平成25年10月４日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第２４号

岐阜市則武225番地１　アメニティハイム若竹101号室

再生債務者　岡田　誠司

１　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月20日から平成25年９月27日まで

岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第２６号

岐阜市小野５丁目39番地８

再生債務者　島部成文こと　董　　成文

１　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月20日から平成25年９月27日まで

岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第１６号

茨城県水戸市平須町1743番地の２

再生債務者　二瓶　　宏

１　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月９日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月15日まで

水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第５２号

千葉県柏市大津ケ丘３丁目１番地　８棟402号

再生債務者　藤元　明美

１　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月18日から平成25年10月２日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第２０号

奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20―708号　エスリード高田市駅南

再生債務者　津田　博子

１　決定年月日時　平成25年８月14日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月18日から平成25年10月２日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第４５４号

東京都三鷹市井口１―15―２　メゾネット橋本Ｂ棟

再生債務者　宮澤　暁彦

１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月12日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月26日から平成25年10月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第４６９号

東京都世田谷区若林２―23―14―103

再生債務者　平山　武史

１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月12日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月26日から平成25年10月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第４８３号

東京都八王子市上川町3715―８

再生債務者　山本　正博

１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年９月12日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月26日から平成25年10月17日まで

東京地方裁判所民事第20部